

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」 の一部改正について（概要）

令和 8 年 7 月
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局

1. 改正の背景

令和 8 年 4 月に「物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「物流効率化法」という。）」が全面施行され、建設業者が一定規模（年間取扱貨物重量が 9 万トン）以上の荷主となる場合は、物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関する中長期計画の作成、物流統括管理者の選任を行う等の適切な対応が求められるところである。

また、近年、建設工事に伴う交通事故が増加傾向にあるため、建設工事の完成に必要な建設副産物や資機材等の運搬を建設業者が自ら行う場合についても関係法令の遵守徹底を図る必要がある。

これらのことから、建設工事の施工に伴う自動車運転関係の違反行為に関し、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について（平成 14 年 3 月 28 日付国土交通省総合政策局長通知。以下「監督処分基準」という。）」について所要の改正を行う。

なお、許可を受けないで建設業を営む者についても、同様の違反行為が想定されるため、監督処分権限を有する都道府県知事が監督処分基準を定めるに当たっての参考として「許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督のガイドライン（平成 17 年 9 月 30 日付国土交通省総合政策局長通知。以下「指導・監督ガイドライン」という。）」についても、関連する箇所を改正し、都道府県に対して通知を行う。

2. 監督処分基準に係る改正の概要（別紙①「新旧対照表案」参照）

（1）物流効率化法違反について

監督処分基準において、建設工事の施工等に関する他法令違反の例を示しているところ、物流効率化法に違反した場合について以下のとおり規定すること。

・物流効率化法違反等

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は 7 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 3 日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 公衆危害について

監督処分基準について、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が「業務上過失致死傷罪等」の刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととしているところ、類型として「自動車運転死傷処罰法違反」を明記する。

(※) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

3. その他参考（指導・監督ガイドラインに係る改正の概要（別紙②「新旧対照表案」参照）

(1) 公衆危害について

指導・監督ガイドラインにおいて、無許可業者に対する処分の考え方を示しているところ、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第2項第1号による公衆危害の考え方を明記し、以下のとおり規定すること。

- ・建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

（後略）

(2) その他所要の改正

4. スケジュール（想定）

令和8年9月中旬 施行